

平成20年改正法の施行状況について

平成26年1月
厚生労働省健康局結核感染症課

平成20年改正法の施行状況について

改正法の概要

- 新型インフルエンザについては、既存の感染症対策を超えた対応が必要であり、従前の一類感染症から五類感染症の種類のいずれかに位置付けるだけでは十分な対応がとれないことから、新型インフルエンザ等の類型を新たに設け、新型インフルエンザ等感染症に対し講ずべき措置等を規定。

改正法の施行状況

- 平成21年のインフルエンザ(H1N1)2009ウイルスの世界的流行の際、日本においては、当初、平成20年改正法により設けられた類型である「新型インフルエンザ等感染症」に該当するとされ、感染者は入院勧告等の対象となった。平成23年3月31日、「新型インフルエンザ」と呼ばれていたインフルエンザ(H1N1)2009ウイルスについて、通常の季節性インフルエンザとして取り扱うこととし、対応も通常のインフルエンザ対策に移行。
- 平成24年、平成21年の新型インフルエンザ流行時の教訓を踏まえ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定。
- 平成25年、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置、病原性の高い新型インフルエンザ等のみならず病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示した新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び同行動計画を踏まえた新型インフルエンザ等対策ガイドラインが策定。

論点

- 平成20年の感染症法の改正規定、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の法的枠組みに則り、平成25年策定の新型インフルエンザ等政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドラインを踏まえた対策の具体化が進められているところであり、現時点において、新型インフルエンザ等対策における法的枠組みに関し特段の見直しの必要はないと考えられるが、いかがか。